

3月1日～
7月31日

試行的に役場の窓口受付時間を 午前8時30分～午後4時に短縮します

☎ 総務課 庶務係 ☎ (83)1221

現在、午前8時30分～午後5時15分までとなっている役場の窓口受付時間（開庁時間）を、3月1日から7月31日まで、試行的に午前8時30分～午後4時までに変更します。（対象施設：松田町役場）
※電話の受付時間（午前8時30分～午後5時15分）に変更はありません

【目的】

- ・ 職員の負担軽減、職場環境やワークライフバランスの向上など働き方改革による、業務の効率化
- ・ 時間外勤務手当の削減

Q なぜ、窓口受付時間を短縮するの？

現在は、役場の開庁時間と職員の勤務時間が同一であり、業務終了後の対応など（業務の後処理、閉庁直前に受けた仕事の処理など）について、時間外勤務が常態化し、この解消が必要となっているため。

Q どんな効果が 見込まれるか？

● 町民サービスの質の向上

職員間の情報共有や業務改善の検討、政策立案などサービス品質の向上が図られます。

● 町民サービスの迅速化

翌日になっていた内部手続きを当日中に進められるようになります。

開庁時間が短縮してもサービスコーナーをご利用いただければ、住民票の写しなどを取得できます。

● 役場 1 階のサービスコーナー（事前予約制）

平日の昼間、仕事などで役場に来られない方のために、開庁時間外にサービスコーナーを設け、住民票の写しなどが取得できます。



詳細はこちら

■ 2/28まで 平日の午後5時15分～7時
（土曜・日曜・祝日の午前8時30分～午後7時）

■ 3/1 から 平日の午後4時～7時
（土曜・日曜・祝日の午前8時30分～午後7時）

● コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使って、お近くのコンビニエンスストアなどのマルチコピー機から、住民票の写しなどが取得できます。



詳細はこちら

☎ 町民課 窓口サービス係 ☎ (83)1225

3月1日～

通話録音を開始

☎ 総務課庶務係・管財係 ☎ (83)1221

町民サービスの質や職員の接遇意識の向上を図り、併せて電話によるカスタマーハラスメントに対応するため、3月1日から、役場との通話を録音させていただきます。

- ・ 役場への電話は、録音をお知らせするアナウンスが流れ、アナウンスが終わり次第、電話がつながります。役場からの発信電話の際も録音されますが、案内は流れませんのでご注意ください。
- ・ 録音データは、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。